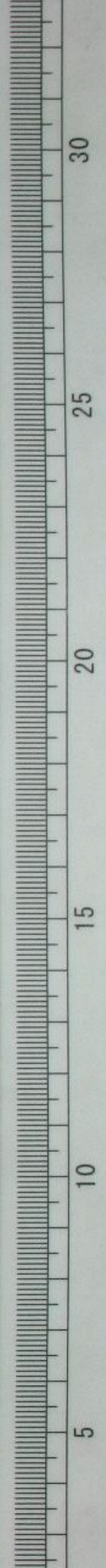


阿蘭陀國條約並稅則
全

113
676
2





阿蒙院國條約并稅則

天正十五年二月
花房仙文郎氏寄贈

門 413
號 576
卷 2

阿榮陀國王と帝國大日本大君との交渉

阿榮陀國王と帝國大日本大君との交渉の懇親
且高貴の周みと廣くせん事と欲して阿榮陀
國王ハキキ事と阿榮陀コミサーリスノーストルヤン
ヘンデリツキドンクルキエルシエス小命一日本大君ハ永井
玄蕃政忠部後河吉岩淵肥後吉小命一双方妻
任の書と照應して下文の條と合議決定

717

第一條

阿榮院國王ハ江戸ニ居留スルデプロマチーキアゲントトシテ
任シ又ハ約書ニ載ル阿榮院貿易ノ為ニ異キタル
日本ノ各港ノ内ニ居留スルコシユル又ハコシユライルア
ント等ト任スルモ日本ニ居留スルデプロマチーキ
アゲント并シコシユルゼ子ラールハ職務トシテ付テリ

日本ノ都内ト旅行スルニ免許アルモ

日本政府ハ阿榮院都府ニ居留スル政事ニ於テ没入
ト任シ又阿榮院各港ノ内ニ居留スル諸取締
ノ没入及ビ貿易トモ並ニ没入ト任スルモ
政事トシテ没入及ビ取締乃没入ハ阿榮院
國ニ到着の日ヨリ其國ノ都内ト旅行スル

第二條

長崎トシテ箱館ノ港ノ外次ニ載スル場所ト左ノ

ヨニ

船政より築く

神奈川

午月より九月の後ろ

西洋起元千八百五十九年
七月十五日

兵庫

四月九日五月の後ろ

千八百六十二年
一月一日

以外為海軍小とく今より九月

千八百六十年
一月一日

の後ろ一港を築く

に達する

神奈川港を築く後六月より下田港に設け

は築條の月に載る者此の築條に小居留を許す

了居留の者一箇の地と譲と出ると借り又を不

達ありは是と買ふと好なく且住宅倉庫を建

る事と許す

害の場取と取建する事、築いて成さる

くせん為ふと建たし新築改造修補なる事

何ん時より日本没入是と見分す事、商路

ア

阿蒙院人建物の為に借り地を一筆の場不並に港の
定則の若港の没入と阿蒙院コンシユルと議定せしむ若
議定ししに對し其事件と阿蒙院ヲプロマチーキ
アゲントと日本政府に示ししを要せしむしを
居留場の周圍小門牆と設けずお入自在にせしむ

阿蒙院人日本語或ハ日本洲藝と學びて其を以て
阿蒙院之友の形に依り日本を以て其より人柄を撰み
其より其港に於て傳授せしむし其の始なり
居留の阿蒙院没入是等の事あり其言官中との
日本政府より其人を撰びて學せしむし

江戸 年五月より九月十二月の後より 千八百六十二年 一月一日

大坂 同九月より十月の後より 千八百六十三年 一月一日

右二ヶ所と阿蒙院人其高貴を為し其より其を以て

予等は、一、は、支那の町をめぐり、阿蒙陀人建築を便せ
し、借る、或、お、あ、なる、一、區、の、場、を、并、に、教、育、を、起
程、に、進、く、阿蒙陀のデプロマチーキアゲントと日本没入
者、と、議、判、す、し、

双方の出入、お、お、と、賣、買、す、し、の、統、一、障、を、く、を、掛
方、等、に、お、く、を、日本、没、入、見、不、立、合、を、以、諸、日、本、人
阿蒙陀人より、借、る、を、と、賣、買、す、し、或、を、不、持、す、し、事、
も、に、妨、を、し、は、條、條、の、條、約、の、趣、を、以、不、利、便、を、お、
日本、國、内、へ、輸、送、す、し、

軍用の器物、日本、没、入、の、外、へ、賣、買、す、し、は、を、お、入、
互、の、引、引、は、各、様、に、お、事、を、し、
日本、の、米、を、お、日本、の、米、は、日本、運、留、の、阿蒙陀人、米、
船、を、運、送、た、る、者、及、お、船、中、旅、客、食、料、の、為、の、用、意、
は、其、も、も、積、を、お、し、し、輸、送、す、し、を、お、事、を、し、

日本産するもの銅版を所好を日本没取してを所
公けの入れを以て神奈川并に長崎に於て掛ひ
渡さる

在留の阿蒙院人日本の後民を雇ひ且諸用も不充る
事と許さる

第三條

總て北小輸入輸出の品は別冊の通日本没取
運上を納む

日本の運上取立ては所を以て互の價を好ありと察す
所を運上没より相當の價を付する所を輸入する
と後さるる所を主客を以て運上取立てる所を
運上没より運上を納む所を取立てる所は其價を以て
取に算上る

阿片の輸入を嚴禁し若し阿蒙院高船之行はしむ

持渡らざるも重量の示す日本没入是と必し也
輸入の爲め指定例の運上納海の上と日本人より必し
輸送するも別運上を取立る事なり
租税の高と減する所を商業院人も因極ふ事せし
る

第百條

外國の諸貨幣を日本貨幣同種類の同量とせし

通用す

金銀銅鐵と量目と
を比較せしむ

双方の國人互に所抽の代料を掛ふに日本と外は貨幣
幣を用いし事始なり

日本と外はの貨幣に慣れしれを各港の後凡一と年
此等各港の没より日本の貨幣を以て商業院人
以て引替渡す
相換を
除く 輸出する
事と引并に外はの金銀を貨幣と換ふる事

輸出を以て

第六條

阿榮陀人へ對し法を犯せる日本人は日本没入の上
日本の法度と以て罰せらるる日本人へ對し法を犯
たる阿榮陀人を阿榮陀コンシユル裁判所とて
上阿榮陀の法度と以て罰せらるる

阿榮陀コンシユル裁判所日本没入を以て双方商人連續
等の事をも公けし取扱ふ

如く條約中の規定毎に別冊小記せる所の法則と
犯すに於てハコンシユルへ申達し取上り并に過料を
日本没入へ渡す

支國の没入ハ双方商民を引の事以て對し是接し
事なり

第六條

二八

日本兵港の場取ふおしく阿蒙院人控寄の規定左
の如し

神志川 六々川筋と限りきりて比ハ各方凡十里

箱館 各方凡十里

兵庫

系船と距り事十里の比ハ阿蒙院人立合する管府中々方前
を除き各方凡十里且倉庫小舟船の係組人等
横名川より海灣迄の川筋と織りて

於て是を軍敷ハ兵港の事以て又ハ御用取寄

陸路の程度なり

長崎 各所の周圍に於ける所料取寄り

寺社茶店休業取の外産場諸没取并に門取も取に
判るしりし

阿蒙院人重立たる悪事有りて裁取と文又ハ不
分指しきり再び裁許不取せしり者ハ居届の
場取より一里外に出るしり者等ハ日本軍取
取より國地退去の事とて比在届の阿蒙院コンシ

元に達す——

其者とも諸引合を以て不并にコンシユル元紀海の上
遷去の期限に依るものハコンシユルより中々に依る
叶ふ——其期限を以て一十年を以てす

第七條

日本に在る阿蒙院人自其宗法の意——
礼拝堂を居留場の内に造り障りなく——毎に其
建物を破壊——阿蒙院人宗法を自其意を以て始

る事なく——阿蒙院人日本人の堂宇を毀傷する
事なく——又其——日本神佛の礼拝を妨げ
神佛佛像を毀るものあり——

双方の人民互に宗法に對し其幸福あり——

第八條

阿蒙院コンシユルの願に依り於て出奔人毎に裁許

の場より近き一者をして捕又ハコンシユル捕ハ
罪人を獄に繋ぐ事付ふ一且陸地并に船中に
ある阿蒙陀人不法を戒め規則を遵守せしむる
ためニコンシユル事付ふ一右等の諸人
其并に船より後日本に獄に繋ぐたる者の糶費
を都々阿蒙陀コンシユルより償ふ一

第九條

此條約ハ添々高法の別冊ハ本書同扱双方の臣
民互ハ遵守す一

外西人民に免許の事悉く阿蒙陀人ハ其
差許す一此書面ハ裁する事ハ其場取
規定に備ふ一

安政二年乙卯十二月廿三日 千八百廿六年
一月二十日 長崎小館

取扱めたる條約の内存す一同日年丁巳

八月廿九日 千八百五十七年
十月十六日 之附録より之取留せし

約書之此條約中に悉くせしに依りて廢止し

日本貴官又ハ委任の役人之日本に來りて阿榮院の

デプロマチーキアゲントと此條約の規則并に別冊の

條を全使せしむるためハ要是く之等の規則

等條判と遂く之

第十條

今より凡百六十九ヶ月の後 一千八百七十二年
七月十四日 双方政府

の存意と依りて之乃内より一ヶ月前に通告し

此條約并に長崎條約の内存し並に並條及此

書に添へて別冊之に双方委任の役人實驗乃

上條判と之を補ひ或を改むるを以て

第十一條

右條約の起ハ其其年六月廿日 一千八百五十九年
七月十四日 より

此の如くして日限或を以て前にも於合
此の本書と長崎に於て取留まるとして若し條條
子細有るは期限中本書に於て一紙を以て
條約の趣は此の如くにして

本條約を阿蒙院より阿蒙院國王自ら名を記
ししセケレターリスフレスタートとて自ら名を記し
阿蒙院國の印を於てしし日本より
大番の所名と契印と署しし友の者名を記し
印を調ししと記しし

斯の如く安政六年戊午七月十日 西曆一千八百二十八年八月十八日

江戸府に於て談判治定せり此の如く
前に記しし友の者名を記し調印す
るは如し

税則

永井玄蕃改免押

是部駿河守同

岩瀬肥後守同

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

日本開きたる港に於て阿蒙院高氏貿易の

章程

第一則

日本各港の場所へ阿蒙院高船入津次等二十日付中

阿蒙院の口十八日
但目録目と違ひに船司又ハ改定たる者より日本没入

阿蒙院コシユの積込の書身と差おさす

は請取書ハ阿蒙院の控通徳たる船目録を介

の書類と所業院コンシユルに取付たる諸書類あり
同時に其者も其船の名出書と出さし

是を入津の船の名も船の仕立一場の港の名

噸數船司或は取立たるものゝ名業来る

該人の名（船組の者あり）一船乃其組人数を總し

このふしと書西乃通お違ちるものと船

司或は取立たるもの業書一院換し

為人の名前と徳入たるものなり

又同時に其船の惣積荷の書書と没取小紙く

是ハ其荷物の簿牒并に書付且其入目斤數等

と並狀に徳一通に写し荷物引渡先の人と乃

名と記せしものなり

船中用意のお物の目録も告書へ加ふ

但船中用意のおも書面の通お違あるを船司

又と改定たるもの賣書——を名簿を記す

以て賣書の文面相違の原日本十府

阿蒙院の二十府
但日曜日を除く

中に

心附と改定に於てハ色料の沙汰不及はるるを

限後より賣書改定又ハ賣書に書入進呈に於て

三十八ギユルデニ二十五セントの色料を日本没取納む

る

横濱商船目録賣書の中に載るる品を陸揚せしむ

に於てハ其品ニ賣書の運上を日本没取納む

船司或は陸立たる者入港の年数納付前書の期限

小後より付ハ一日毎々毎に日本没取納む百ギユルデ

ンの色料を納む

第二則

日本政府より其港内入港の船軍艦を小運上改定

の没取納む事當然なる

納と減せんとは紐くく者ハ其品と日本没取上

ア

日本の品やうく港うく密賣買とやうすい勿論を仕

紐ある所業既船とやう品と日本没取上の上犯

せり毎小二千五百六十ギルデンの色料と納せり

候渡の高入津の船ハ運上やうく積荷と陸揚

日本没取上候り

人等の諸入用ハ相商の儀と出さし

肉と賣掛ふ時とを其前物丈と規定の通日本没取

運上と納むり

積荷と同港内の他船へ移す時ハ日本没人又分の上

事情明白におをり免状と交り上ハ定の運上や

所庁の輸入を嚴禁しり然るに密高

積り其を所庁一斤毎小二十八ギルデン二十五セント乃

色料と日本没取一納む一を総合の人数の多少に
拘らばは法さくましく

芽之則

取物と送るるを又を引文先の者より入津の取物
と陸揚せんとする者をも積荷の差出書と日本
没取に出さるる

は書面は荷名又は引受人の名を積荷送るる

船の名前物の種類書面を積荷の斤数石言

毎品の代料と徳りをも並伝のし言とを書面の

末に徳む一

船くは差出書面は積荷又ハ引受人徳るる積荷を

價と申さる書面は日本没取の總定にありける

取一取物やを徳徳るる積り名前と記さる

取の如く積荷目録差出書の書類日本没取小取

出右書身引合せ積荷用立品等取廻漸近ハ取扱
とも日本没取の取りたる

日本没取取の通取おくる荷物の内或ハ越作と定
式の通改む一若運上没取に引上改と事ある
付と輸入人の共費と掛と故支取扱の換せと
扱一取漸のとと素の如く取扱末と一を

取廻方格外付目と費と

荷自或ハ輸入人積と積持の取改漸没取より引渡

ささし荷輸入の途中

日本没取の取扱と事と

破壊換傷の

取と引渡付と荷人より運上没取不中立ち

取と扱と職業ととと廉潔ととと取扱人引と出合

取組改とせとと荷扱毎に換一ととと歩割小記

とと積牒番数ととと記書に認込一とと日本没取

とと合ととと取組人等名と記とと一とと記札兼と

持糸の差を書き添書するの月と引落しを
條約等之を條の取扱の通運上没不より取扱ふ
事故障りなく

諸運上納海の後運上没不より陸揚苦うなく
免許状と液を——お取渡方を運上没不とも
船中とももそ者の形に記す——

輸出に格う——お取渡の船に輸送するお取渡不
運上没不船名お取の港牌者身入高斤数量同姓
合子に代料と記す差出書と出——書商の通御
備や身由と輸出人名記す——お取名を總
む——

運上没不へ差出は船中へ候込たるお取毎に運
上没不へ差出海のと竊ふお取後の月へ入れたる様
割の申と改のと日本没不へ取上——

船中尚用の糸又は糸組旅客の尚用衣類等と
運上没取の旨をさす

第一則

出港の敷を船主船主と日本十二府 阿蒙院の前に
十二府
運上没取の中をさす一に船中中に右の敷をさす
せさす取取扱ふ勿論たる事一右の敷をさす
事あり日本没取より船主又をさすたる事

并に其船中の取引人等も船中没取阿蒙院
シレエルに中達す

阿蒙院中の軍艦ハ入港出港運上筋の敷に及ぶ
運上没取人并に番兵も是様なる事一取をさす
料等用意の爲入港の鯨漁船或ハ難船ハ其様
の旨書と出さす事一若し其様を賣掛
ん事取付事第一則の通定式輸入の敷

とすべし

税則并に條約書中に船と定めらるるものハシキツバル
クブリツキ。スクー子ル。蒸氣船等と認めらるるもの

第五則

日本運上没取の規則に違ひたる 船若出横河
目録と出—并に證書に名刺を記せる 船を記す
毎に三百十八ギエルデレ七十五セントの 区料を日本没

取—納む—

第六則

噸税ハ日本軍港の場取に於て 阿蒙院 高船より
取立しるるものも左の規定の 面を以てしるるの運上
没取—納む—

本船の入港を以て 三十八ギエルデン二十五セント

本船の出港を以て 十七ギエルデン八十五セント

支一の免状を有

ニギユルデン八十二セント半

その他の免状を有

ニギユルデン八十二セント半

第七別

想々日本寄港の場至陸揚する所あり左の
運上目録を以て此の日本没不り運上を納
む

第一類

貨幣小造り々々金銀等に造り々々金銀

為用の衣服

家成毎に高賣の爲にせり々々書籍

何れも日本居留の爲来る者の所持の品

に渡り

互留没入自用の飲食家成毎に書籍

此等々々々賣掛り付定の運上を納

むし

右の品々を運上り

第二類

凡そ船の造立器具修護式と船装の品に
用ふる品々繻漢具の類

陸奥會社の諸般

パン洋にパンの粉

生くるる香獸類

石炭

家と造るる木の板木并紐蒸氣の蒸機トを

弘湯生結

右の品々を運上り納む

第三類

新く蒸溜式ハ礮一様々の製法より造り

一切の酒類

右之割み各の運上と納む

等類

凡そ前條に挙ぐる如く、何れも亦、凡そ割

の運上と納む

令渡貨幣并に棹網の外日本産の魚類

も、凡そ前條に挙ぐる如く、何れも亦、凡そ割

右、神奈川、宇治、河内、兵庫の各年、凡そ割

後、別、改、入、港、出、港、の、税、別、を、再、議、す

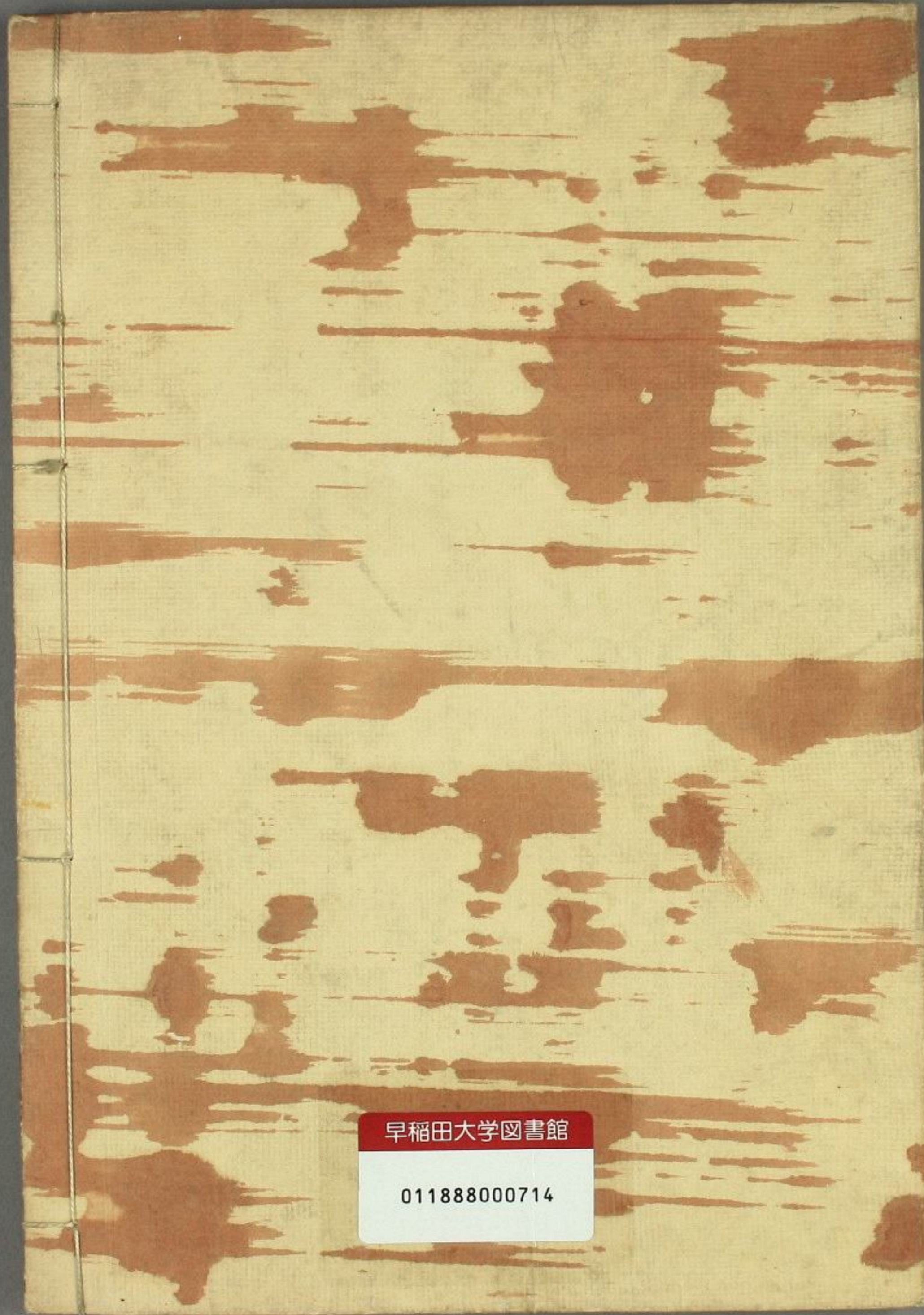
永井玄蕃次郎

長瀬河守

岩瀬肥後守

六

此處有... 羅列... 已... 加... 復... 以... 此... 三... 之... 中... 之... 也



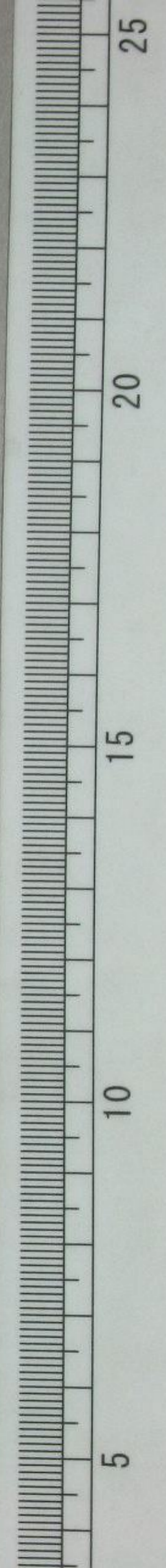
早稲田大学図書館

011888000714



萬年長生
壽考

國壽



華漢正公 正身正氣 正心正意
正行正德 正學正業 正志正行

正德自修 正行自勉

正心正意 正身正氣 正行正德

正志正行 正學正業 正德自修

正行自勉 正身正氣 正心正意

正志正行 正學正業 正德自修

正

一

正身正氣

正德

正行

Handwritten text in vertical columns, likely a list or record, written in a cursive style on aged paper. The text is faint and difficult to decipher, but appears to contain several lines of characters.